

やまがら

春 号
2016年
No.22

松山市議会議員
梶原ときよし

やまがら(山雀)



毎年、冬には自宅に来てくれます。

安倍政権は「人を殺し、殺される」戦争法を撤回せよ!

- 命と人権・平和を大切にする、人にやさしい松山市政を実現しよう。
- 教育と子育て予算の増額と、医療・介護・福祉を充実させる市政に転換しよう。
- 電車・バス・フェリーのシルバーパスを実施して元気な高齢者が活躍するまちにしよう。
- 再稼動反対! 伊方原発をやめて、子ども達に安心未来を引き継ごう。
- 市民の知る権利と表現の自由を奪う「特定秘密保護法」を廃止しよう。



発行・梶原ときよし事務所

立憲主義の否定は許されない!!

昨年、9月19日に安倍政権が強行採決をした「安保法」いわゆる戦争法について、日本の憲法学者の95%以上が憲法違反だと指摘しているにもかかわらず、安倍首相が強行した解釈改憲は、民主国家としての建前や、立憲主義まで否定したもので、絶対に認めるとはできません。このことは、国民のための「自由と民主主義」から、国家のための「自由民主主義」に転換させたことを意味することに他ならず、もし、これを許せば、全ての学問が、政治の支配下に置かれるだけでなく、歴史的事実まで権力者の意のままに修正が可能になってきます。

日本の侵略戦争であったアジア太平洋戦争が「資源のない国・日本の存亡の危機を救うために」も得ない戦争だったなどと、いつの間にか、「自存自衛の戦争」と、戦争賛美の歴史に変更され果ては、今日の安倍政権がいう「日本が他国から攻撃を受けなくとも、同盟国が攻撃を受ければ、当然、日本は武力行使ができる」としてアメリカ軍とともに世界で「集団的自衛権」という名の戦争に参加することを可能にしています。

もちろん、その狙いは、日本の軍事企業や原子力産業に莫大な利益をもたらすと企んでいることに他なりません。つまり、安倍政権が、戦争ができる国にするためには、まずは歴史から「日本が犯した侵略の事実」を隠蔽させる必要があり、自分達の意図する教科書選定を教育委員会に押し付けてきていることは間違いません。

「美しい国ニッポン」「神の国ニッポン」という概念を、若者にすりこみ、若者が国を守るのは当然として、憲法を変えることで徴兵制を合法化し、思想教育の果てに霸権主義化するというシナリオが見えてきます。

憲法を守らず、国民の「戦争法反対」の意思表示を無視して暴走する安倍政権！それに応えるかのごとく、学校現場の意向を全く聞かず、生徒の持つ、「正しい歴史」を学ぶ権利を無視して暴走か

2016年3月議会一般質問 3月7日 梶原ときよし

本市全施設新電力の即時活用で年間8000万円の節税を!

この4月からスタートする電力自由化により、一般家庭でも自由に電力会社を選べる環境ができるつある中、市民の新電力参入に対する価格的期待や、脱原発自然エネルギーに期待が高まっています。そこで本市所有施設においても、可能な限り、電力会社の競争入札を行うべきである。

する松山市の教育委員会！同じ穴の貉なのか？お金が全てなのか？分かりませんが、これから本市教育委員会の内実を明らかにしていきます。

質問 2014年9月議会において、私のPPS（特定規模電気事業者の競争入札参入をさせるべきではないかとの質問に対し、利用拡大検討を約束したが、可能な施設は今年から参入するべきではないか。

答弁 新電力での電力調達は、学校のように休日や夜間など、電気を使わない時間帯のある施設では有効ですが、下水処理場のように24時間稼動する施設では削減効果は期待できないとされており、施設の電気使用状況によって入札結果は変わります。

時期は未定ですが、今後、どのような施設が電力入札に適しているか検討し、加えて、（※）電気の安定供給を損ねることがないよう電力市場の動向を見極めるなど、様々な情報を収集し、電力調達の方向性を判断したいと考えています。

2年前と全く同じ答弁で無知と不勉強としか言いようがない。新電力との競争入札をしないのは怠慢というよりもや犯罪です！

※電力の安定供給は法的に保障された上で新制度が施行される。

(3面(3)へ続く)

新制度(2016年4月～)
「わが家のリフォーム応援事業」
を予算化!!



- 前制度の「経済対策」から「住環境整備」に政策転換!!
- リフォーム対象工事費の10%を補助(基本上限は30万円)

さらに

- 三世代・近居・多世帯加算 30万円
- 中古住宅購入リフォーム加算 10万円
- 移住者利用加算 30万円



で最高100万円の補助!

住宅メーカーでのリフォームも補助金対象になりました!!

新築時の住宅会社や大工さんにリフォームを依頼することができます!!

※2014年(2年前)の前制度では、市内に本社のある業者に限定したため、住宅メーカーで建築された市民(新築の4割)は実質、利用できない制度でした。議員43人中、私、梶原ただ1人だけが、全ての市民が利用できる制度に変更することを求め、反対し、この2年間、市内に支店や営業所のある新築時の業者や大工さんを利用対象に加えるよう交渉してきました。

お問い合わせ

松山市住宅課 ☎ 089-948-6349 または 梶原ときよし事務所 ☎ 089-947-2258 (月～木 13:00～17:00)まで

新制度「わが家のリフォーム応援事業」では、市民が所有する住宅の住環境の向上や空き家の増加の抑制を図り、また、子育て世帯や、松山市に移住して来られる方など、広く市民の方々を支援することを目的としています。こうしたことから、新制度は、市民の方が所有する住宅改修に対する支援ですので、住宅を所有し、維持管理責任がある市民が、各自の責任と判断で信頼できる業者に依頼されるのが望ましいことから、市で施工業者を限定することは考えていません。

(3月議会理事者答弁より)

梶原ときよしの活動予定や
市議会のスケジュールは
HPでご確認いただけます。

ホームページ

梶原ときよし 公式ホームページ

検索

[スケジュール]に行動予定と感想を入れていますのでクリックしてください。

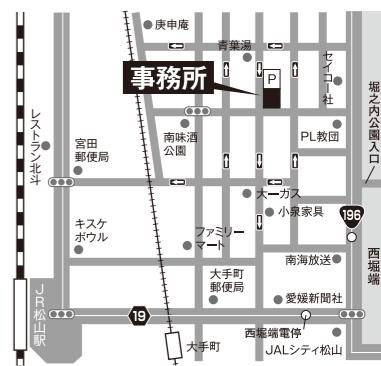
梶原ときよし事務所

〒790-0813 松山市萱町2丁目1-2
TEL 089-947-2258 FAX 089-947-2259
携帯 080-5669-8586
E-mail sizenha-812@lib.e-catv.ne.jp

- 午後1時～午後5時まで(月～木)
- 金・土・日・祝日はお休みです。

P

あります。



お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

議会質問

3月議会一般質問より抜粋

2016年3月7日



●新電力の即時活用で

税金(8000万円)の無駄遣いをなくせ！

●教育委員構成に保護者不在は

地方教育行政法第4条に違反状態！

市長、再質問に答弁せず!! 議長が逃げ道つくる！

●小・中学校のトイレ洋式化促進と

男女共用トイレを大至急解消せよ！

本市教育委員会の5人の委員が
教科書選定において

- (1) 子どもたちに教科を教える
専門家である学校現場の意向を
無視して選定したことについて

本市教育委員会の5人の委員は、本市立中学校29校が2016年度から使用する中学歴史教科書の選定において、29中学校からの選定希望がゼロであった育鵬社の教科書を「採択権者は教育委員にある」として、学校現場の意向を完全無視してまで、わざわざ選定した。(国連憲章にも違反する。)

市長再答弁・再々答弁 「先ほど答弁したとおりです。
(質問内容に触れず)現在の教育委員が、法律に抵触するようなことはありません。」と再質問内容に触れず同じ答弁を繰り返す。

議長 「市長は既に答弁している」として「次の質問へ行くよう」発言。再質問に答弁させず。

たび重なる議長の職権乱用で市長の逃げ道をつくる。全くの茶番である。

(2) 本市職員の不祥事防止対策について

野志市長が何回頭を下げてもおさまらない本市職員の不祥事。過去5年間で31人の懲戒処分者(全員男性職員である)を出しているが、何と昨年(2015年)は13人の懲戒処分者を出しており、不祥事防止どころか、一昨年までの4年間平均に比べ、約3倍増加となっている。

質問 不祥事を減少させる事ができない最大の理由を一言で言うと何か。

総務部長答弁 過去の不祥事を我が事として捉えていない、いわゆる「当事者意識」や「公務員として相応しい倫理観」が希薄であつたことであると考えています。

質問 公金を取り扱う際は複数で対応すると、再発防止策にあるが、現金輸送車もあるまいし、「人件費の無駄」以外の何者でもない。民間では考えられない。担当課長が毎日手元資金確認を行なえば済むことだと思います。採択をやり直すことは、考えていません。

総務部長答弁 現金の取り扱いに際し、複数人による対応は、公金を適正に管理する上で必要な取り組みであり、人件費の無駄であるとは考えていません。

質問 不祥事の原因は、管理者が公金の残高確認をしていなかつたから起きた事故であり、管理者が最終確認をすれば済む話である。

(3) 新電力の利用促進について

質問 現在の教育委員年齢構成が、50代2人、60代1人、70代2人となっており、20代、30代、40代が1人もいない。第4条の偏りが生じないよう配慮するといふ項目に違反しないか。

再質問 また、保護者が含まれなければならないという規定も違反しているのではないか。現在、保護者はいない。いるのであれば、どなたなのか。

質問 現在、5人の教育委員構成は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に違反するのではないか。

教育長答弁 教育委員会は、すべての教科書を比較検討して、各委員の視点により総合的に判断し、責任をもつて採択を行ないました。

質問 結局、教科書の選定は、教科書を教える専門家であり、プロである学校の先生たちが決めることができます。自然であり、専門家でもない全くの素人である教育委員が決めるることは、教育現場を混乱させるだけで、「百害あって一利なし」と言わざるを得ない。また、本市の教科書採択要綱第2条には、「教科書選定についての調査研究の成果に基づく教科書採択をする」としており、中学校歴史教科書だけでも、学校報告や調査部会報告、さらに採択委員会の意見を尊重した客観的採択にやり直すべきではないか。

教育長答弁 教育委員会は、すべての教科書を比較検討して、各委員の視点により総合的に判断し、責任をもつて採択を行ないました。

質問 さもなくば、学校現場の意向を尊重した客観的採択にやり直すべきではないか。

教育長答弁 専門家である学校現場の意向を無視して選定したことについて

市民の大切な税金を無駄遣いしないために、本市全小学校にも競争入札を行うべきと思うが、どうか。

教育長答弁 平成25年度から試験的に実施した中学校の電力調達入札では、一定の電気料金削減効果を確認していますが、安定した電力の供給を受けることは、重要ですので、今後の電力市場の動向を見極めた上で、小学校の入札実施を判断したいと考えています。



※2016年3月議会一般質問で登壇。(全定例議会:6年:24回連続登壇記録更新中)

教育長答弁 災害発生時に学校が避難所として利用されることからも、残るトイレの洋式化について、和式トイレの要望がある場合を除いて、今後、校舎の老朽化に伴う大規模改修工事等の実施に併せ、目標を設定し、対応してまいりたいと考えています。

